第４編　府民経済計算の推計方法

I 経済活動別府内総生産(生産側)(名目)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 推計方法 | 資料名・照会先 |
| 総生産額＝産出額－中間投入額（ソフトウェア投資額控除･政府手数料加算･FISIM消費額加算後） |
| １ 農林水産業 (1) 農業 | 産出額 ＝ (1)＋(2)＋(3) (1) 農　業＝①耕種農業＋②畜産＋③農産加工の各産出額 (2) 獣医業＝全国産出額×獣医業従業者数対全国比 (3) 農業サービス業＝全国産出額×農業サービス業従業者数対全国比中間投入額 ＝ (1)＋(2)＋(3) (1) 農　業 ＝ 産出額×国の中間投入比率 (2) 獣医業 ＝ 産出額×国の中間投入比率 (3) 農業サービス業 ＝産出額×国の中間投入比率 | 生産農業所得統計（農林水産省）直接照会経済センサス-基礎調査、事業所・企業統計(総務省) |
|  (2) 林業 | 産出額 ＝((1)＋(2))×(1－(3)) (1) 育林業 ＝ 育林の生産額 (2) 素材生産業＝粗生産額(木材生産＋薪炭生産＋栽培きのこ類生産 ＋林野副産物採取) (3) 林野庁森林面積府内比率中間投入額 ＝ 産出額×国の中間投入比率 | 大阪府産業連関表(府統計課)直接照会生産林業所得統計(農林水産省)農林業センサス(農林水産省) |
|  (3) 水産業 | 産出額 ＝ (1)＋(2) (1) 海面漁業･海面養殖業 ＝ 各生産額 (2) 内水面漁業･内水面養殖業 ＝ 漁獲量×市場単価中間投入額 ＝ 産出額×国の中間投入比率 | 大阪農林水産統計年報(大阪農林統計協会)大阪市中央卸売市場年報漁業・養殖業生産統計(農林水産省） |
| ２ 鉱業 | 産出額 ＝全国産出額×年度転換比率(GDP:年度÷暦年) ×従業者数対全国比中間投入額 ＝ 産出額×国の中間投入比率 | 国民経済計算年報(内閣府)経済センサス-基礎調査、事業所･企業統計(総務省)　 |
| ３ 製造業 | 産出額 ＝ (1)＋(2) (1) 工業統計分(新聞･出版業加算(～H16年度まで)、砕石業除く)  ＝(製造品出荷額等－転売商品の仕入額＋在庫品増加額)※ ×年度転換比率＋自社開発ソフトウェア額 年度転換比率 ＝(生産指数の年度値÷暦年値)×(産出物価指数の年度値÷暦年値) ※新聞･出版業については新聞発行部数、書籍･雑誌年間販売額の 伸び率で推計 (2) 造幣局=財政状況調査より | 大阪の工業(府統計課)大阪の工業動向(府統計課)経済センサス-活動調査（経済産業省）日本銀行統計直接照会国民経済計算年報(内閣府)財政状況調査(府統計課) |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 推計方法 | 資料名・照会先 |
|  | 中間投入額＝(1)＋(2) (1) 工業統計分(新聞･出版業加算(～H16年度まで)、砕石業除く) ＝（原材料使用額等－製造関連外注費－転売商品仕入額）☆ ×年度転換比率＋間接費＋政府手数料＋FISIM消費額 年度転換比率 ＝(生産指数の年度値÷暦年値)×(投入物価指数の年度値÷暦年値) 間接費 ＝産出額×国の間接費比率 FISIM消費額 ＝産出額×国のFISIM消費比率(2) 造幣局＝財政状況調査☆19年工業統計から集計項目の定義変更が行われたが、府民経済計 算においては、時系列性を確保するよう推計を行っている。 | (社)日本新聞協会ホームページ企業物価指数(日本銀行) |
| ４ 建設業 | 産出額＝(1)＋(2)＋(3)＋(4) (1) 土木工事＝①＋② ① 民間土木工事費＝建設投資推計額(民間) ×出来高ベース工事費対全国比(民間) ② 公共土木工事費＝建設投資推計額(政府)× ×出来高ベース工事費対全国比(公共) (2) 建築工事＝①＋② ① 民間建築工事費＝建設投資推計額(民間) ×出来高ベース工事費対全国比(民間) ② 公共建築工事費＝建設投資推計額(政府) ×出来高ベース工事費対全国比(公共) (3) 補修工事＝①×② ①＝土木工事産出額＋建築工事産出額　② 産業連関表比率＝「建設補修」÷(｢建築｣＋｢土木｣）　　補外は元請完成工事高による建設補修率で延長推計 (4) 自社開発ソフトウェア＝内閣府資料より（年度転換）中間投入額＝産出額×国の中間投入比率 | 建設総合統計年度報（国土交通省）建設投資見通し（国土交通省 ）大阪府産業連関表(府統計課)建設工事施工統計調査（国土交通省） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 推計方法 | 資料名・照会先 |
| ５ 電気・ガス・水道業 (1) 電気業 | 産出額＝①＋②＋③＋④ ① 発電部門 ＝全社分発電部門産出額×発電電力量の府分割合 [全社分発電部門産出額]＝電気事業営業収益 －(地帯間購入電力料＋他社購入電力料) ② 送電･配電部門 ＝全社分送電･配電部門産出額×消費電力量の府分割合 [全社分送電･配電部門産出額]＝全社分産出額－発電部門産出額 ③ 自家発電部門 ＝近畿自家発電(自家消費)産出額×発電電力量の府分割合 [近畿自家発電（自家消費）産出額]＝ 近畿自家消費電力量（kWh）×自家発電単価 ④ 自社開発ソフトウェア＝内閣府資料より（年度転換）中間投入額 ＝産出額×中間投入比率－ソフトウェア投資額＋政府手数料 ＋FISIM消費額 [中間投入比率] （発電・送電部門）全社分の数値で算出 ＝(一般厚生費＋燃料費＋修繕費＋普及開発費) ÷(全社分産出額＋消費税分) （自家発電部門） 国の中間投入比率を使用 [FISIM消費額] ＝産出額×国のFISIM消費比率 | 直接照会産業連関表（総務省）電力調査統計（資源エネルギー庁）電気事業便覧企業物価指数(日本銀行) |
|  (2) ガス業 | 産出額 ＝供給業者営業収入×府分割合(ガス供給量の全社比) ＋自社開発ソフトウェア（内閣府資料より:年度転換）中間投入額 ＝産出額×中間投入比率－ソフトウェア投資額＋政府手数料 ＋FISIM消費額 [中間投入比率]:全社分の数値で算出 (原料費＋電力費＋材料費)÷(全社分産出額＋消費税分) [FISIM消費額]:産出額×国のFISIM消費比率 | 直接照会大阪府統計年鑑(府統計課)産業連関表（総務省） |
|  (3) 熱供給業 | 産出額 ＝各熱供給業者の府内における事業の営業収益の合計中間投入額 ＝産出額×国の中間投入比率 | 直接照会熱供給事業便覧 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 推計方法 | 資料名・照会先 |
|  (4) 水道業 | 産出額＝営業収益－受託工事収益－受水費 (上水道、簡易水道、工業用水道について算出)中間投入額 ＝(動力費＋修繕費＋材料費＋薬品費＋その他)－ソフトウェア投資額 ＋政府手数料＋FISIM消費額　[FISIM消費額]＝産出額×国のFISIM消費比率 | 大阪府統計年鑑(府統計課)地方公営企業決算産業連関表(総務省) |
|  (5) 廃棄物処理業 | 産出額 ＝国値×年度転換比率(第３次産業活動指数:年度値÷暦年値) ×従業者数対全国比＋自社開発ソフトウェア中間投入額 ＝産出額×国の中間投入比率 | 地方公営企業決算状況調査(府財政課)大阪市決算書地方公営企業決算状況(自治大阪)経済センサス-基礎調査、事業所・企業統計(総務省)第３次産業活動指数(経済産業省） |
| ６ 卸売・小売業 | 産出額＝民間分＋公的分(卸売業のみ)＋自社開発ソフトウェア ◎民間分（業種別に販売額・マージン率を求め推計する） ＝(年間販売額－製造業の販売事業所分(卸売業のみ －本支店間移動額))×マージン率＋その他の収入額　[年間販売額、本支店間移動額、製造業の販売事業所分] ① 商業統計実施年 ＝暦年値を商業販売額(商業動態統計)で年度転換 ② 商業統計実施年以外の補外値 前回値(または前年度補外値)×商業販売額(国値)の伸び率 ③ 補間値　　 前回値×修正補外値伸び率 ※修正補外値伸び率＝補外値伸び率×幾何平均乖離率 [マージン率]＝(商業統計の法人組織の事業所における商業企業の年間商品販売額－商業企業の年間商品仕入額)÷商業企業の年間商品販売額　[その他の収入額] ＝府の年間販売額×(国のその他の収入額÷国の年間販売額) 中間投入額＝産出額×国の中間投入比率 (卸売業・小売業ごとに推計) | 商業統計調査(経済産業省)商業動態統計調査(経済産業省）法人企業統計季報(財務省) |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 推計方法 | 資料名・照会先 |
| ７ 金融・保険業 (1) 金融業 | 産出額 ＝①FISIM産出額＋②手数料＋③自社開発ソフトウェア 民間・公的別に推計し合計する。 ① FISIM産出額＝借り手側FISIM産出額＋貸し手側FISIM産出額 ※FISIM産出額については、FISIM項を参照。 ② 手数料＝国値×（貸出残高＋預金残高）対全国比 ※残高は、所在する金融機関の管轄エリア内分の対全国比とする。 ③ 自社開発ソフトウェア＝内閣府資料より（年度転換）中間投入額＝産出額×国の中間投入比率 | 日本銀行統計直接照会大阪府統計年鑑(府統計課)地方財政状況調査(府財政課）経済センサス-基礎調査、事業所･企業統計(総務省)学校基本調査(文部科学省) |
|  (2) 保険業 | 産出額＝①＋②＋③＋④＋⑤ ① 民間生命保険＝全国産出額×契約高対全国比(個人＋団体） ② 公的生命保険＝全国産出額×年度末保有契約金額対全国比 ③ 年金基金＝ア＋イ　　ア 厚生年金基金･同連合会、勤労者退職金共済機構、 国民年金基金･同連合会、中小企業基盤整備機構(小規模企業共済勘 定)、適格退職年金、確定給付企業年金 ＝全国産出額×加入者数対全国比　　イ 石炭鉱業年金基金＝全国産出額×従業者数対全国比　　　 ④ 非生命保険＝全国産出額×分割比率　　[分割比率]＝火災保険+自動車保険+自賠責保険の(新契約保険料 －支払保険金)の対全国比 ⑤ 自社開発ソフトウェア＝内閣府資料より（年度転換）中間投入額＝産出額×国の中間投入比率 | 損害保険料率算出機構ホームページ生命保険協会ホームページ経済センサス-基礎調査、事業所･企業統計(総務省)直接照会市町村決算の状況(自治大阪)厚生労働省ホームページ |
| ８ 不動産業 | 産出額＝(1)＋(2)＋(3)＋(4) (1) 不動産仲介業＝全国産出額 ×年度転換比率(第３次産業指数年度値÷暦年値)×従業者数対全国比 (2) 不動産賃貸業 ＝全国産出額×年度転換比率(第３次産業指数年度値÷暦年値) ×従業者数対全国比 (3) 住宅賃貸業＝１㎡当たり平均家賃×住宅床面積 (支出系列で推計) (4) 自社開発ソフトウェア＝内閣府資料より（年度転換）中間投入額＝産出額×国の中間投入比率 | 経済センサス-基礎調査、事業所･企業統計(総務省)第3次産業活動指数(経済産業省)住宅･土地統計調査(総務省) |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 推計方法 | 資料名・照会先 |
| ９ 運輸業 | 産出額＝①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥ ① 鉄道業＝ア＋イ＋ウ　 ア ＪＲ旅客＝鉄道輸送事業営業収益×乗車人員数対全国比　 イ ＪＲ貨物＝鉄道輸送事業営業収益 ×貨物取扱数量(発送トン数)対全国比　　　 ウ ＪＲ以外の鉄道・軌道・索道＝営業収入の大阪府分 ② 道路運送業＝ア＋イ　 ア 道路旅客業＝乗合バス＋貸切バス＋特積バス ＋ハイヤータクシーの営業収入の大阪府分　 イ 道路貨物輸送業＝全国産出額×年度転換比率 ×貨物運送取扱実績(輸送トン数)対全国比 ③ 水運業＝ア＋イ＋ウ　 ア 外洋輸送業＝全国産出額×年度転換比率 ×海上出入貨物における外国貿易貨物量(輸出)の対全国比　 イ 沿海･内水面輸送業＝全国産出額×年度転換比率 ×沿海運輸業及び内陸水運業の従業者数対全国比　 ウ 港湾運送業＝全国産出額×年度転換比率 ×海上出入貨物量（輸移出＋輸移入）の対全国比 ④ 航空運輸業＝国内線＋国際線 　 ＝各全国産出額×年度転換比率(第3次産業活動指数) ×輸送人対全国比 ⑤ その他の運輸業＝ア～キの合計 ア 貨物運送取扱 ＝全国産出額×年度転換比率×貨物運送取扱実績対全国比　イ 倉庫業 ＝全国産出額×年度転換比率 ×普通倉庫の年度平均月末在庫量対全国比 ウ 梱包業＝全国産出額×年度転換比率×従業者数対全国比 エ 道路輸送施設提供業＝a＋b＋c　　a 高速自動車道、都市内有料道路、地方公共団体有料道路 ＝料金収入の大阪府内分　　b 路外駐車場 ＝全国産出額×年度転換比率×駐車可能台数対全国比　　c 自動車ターミナル＝全国産出額×年度転換比率 ×(産業連関表:自動車ターミナル/道路運送施設提供業合計) ×自動車ターミナル数対全国比 | 直接照会貨物地域流動調査(国土交通省)大阪市高速鉄道事業会計決算書鉄道輸送統計年報(国土交通省)地方公営企業決算の状況(自治大阪）第３次産業活動指数(経済産業省)交通関連統計資料集(国土交通省)　港湾統計年報(国土交通省)航空輸送統計年報(国土交通省）経済センサス-基礎調査、事業所･企業統計(総務省)大阪府統計年鑑(府統計課)近畿運輸局業務要覧大阪市有料道路事業会計決算書産業連関表(総務省)自動車駐車場年報 大阪府道路公社決算書  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 推計方法 | 資料名・照会先 |
|  |  オ その他の水運附帯サービス業 ＝全国産出額×年度転換比率×従業者数対全国比　カ 航空施設管理(産業)･その他の航空附帯サービス ＝全国産出額×年度転換比率×航空運輸業産出額対全国比 キ 旅行･その他の運輸附帯サービス ＝全国産出額×年度転換比率×従業者数対全国比 ⑥ 自社開発ソフトウェア＝内閣府資料より（年度転換）中間投入額＝産出額×国の中間投入比率 |  |
| 10 情報通信業 | 産出額＝①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥ ① 郵便業＝郵便業務収入額×引受内国郵便数対全国比 ② 電信電話業＝ア＋イ＋ウ＋エ＋オ　ア 固定電気通信業(移動通信業を除く) ＝全国産出額×年度転換比率×(加入電話:発信回数対全国比)　イ 移動電気通信業＝全国産出額×年度転換比率 ×(携帯電話＋PHS:発信回数対全国比)　ウ その他の電気通信業＝全国産出額×年度転換比率 ×(加入電話＋携帯電話＋PHS:発信回数対全国比) エ その他の通信サービス業＝全国産出額×年度転換比率 ×従業者数対全国比　オ インターネット付随サービス業 ＝全国産出額×年度転換比率×従業者数対全国比 [年度転換比率＝第３次産業指業活動指数の年度÷暦年] ③ 放送業＝ア＋イ＋ウ ア ＮＨＫ＝大阪府受信料収入額 ＋{(受信料収入額:大阪府÷全国)×全国交付金収入額} イ 民間放送業＝(営業収入－代理店手数料)×従業者数対全社比 ウ 有線放送業＝全国産出額×年度転換比率×従業者数対全社 ④ 情報サービス業＝全国産出額×年度転換比率×従業者数対全国比⑤ 映像・文字情報制作業＝ア＋イ ア 新聞・出版業＝工業統計調査から推計の平成13暦年値 ×新聞発行部数及び書籍･雑誌年間販売額の伸び率 ×年度転換比率　イ 他の映像・文字情報制作業＝全国産出額×年度転換比率 ×従業者数対全国比 ⑥ 自社開発ソフトウェア＝内閣府資料より（年度転換）中間投入額＝産出額×国の中間投入比率 | テレコムデータブック(電気通信事業者協会）経済センサス-基礎調査、事業所･企業統計(総務省)第３次産業活動指数(経済産業省)工業統計（経済産業省）　(社)日本新聞協会ホームページ |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 推計方法 | 資料名・照会先 |
| 11 サービス業 (1) 対個人サービス業 | 産出額＝①＋②＋③＋④ ① 娯楽業(映画含む)、旅館･その他の宿泊所、洗濯･理容･美容･浴場業 ＝全国産出額×年度転換比率×従業者数対全国比 ② 飲食店＝全国産出額×年度転換比率×従業者数対全国比 　　 ③ その他の対個人サービス業 ＝全国産出額×年度転換比率×従業者数対全国比 ④ 自社開発ソフトウェア＝内閣府資料より（年度転換）中間投入額＝産出額×国の中間投入比率 | 経済センサス-基礎調査、事業所・企業統計(総務省)第３次産業活動指数(経済産業省)自動車輸送統計(国土交通省)直接照会財政状況調査(府統計課)国民医療費の概況(厚生労働省)基金年報(社会保険診療報酬支払基金)後期高齢者医療事業報告書人口動態統計の概況(厚生労働省) |
|  (2) 対事業所 サービス業 | 産出額＝①＋②＋③＋④＋⑤ ① 広告業＝全国産出額×年度転換比率×従業者数対全国比 ② 業務用物品賃貸業 ＝事務用機械器具等賃貸業、貸自動車業の各全国産出額 ×年度転換比率×従業者数対全国比 ③ 自動車整備･機械修理業＝ア＋イ　ア 自動車整備業＝全国産出額×年度転換比率 ×自動車保有台数対全国比　イ 機械修理業＝全国産出額×年度転換比率×従業者対全国比 ④ その他の対事業所サービス業 ＝全国産出額×年度転換比率×従業者数対全国比 ⑤ 自社開発ソフトウェア＝内閣府資料より（年度転換）中間投入額＝産出額×国の中間投入比率 |
|  (3) 公共サービス業 | 産出額＝①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥＋⑦ ① 教育＝全国産出額×年度転換比率×従業者数対全国比 ② 研究＝全国産出額×年度転換比率×従業者数対全国比 ③ 介護＝直接照会より ④ 医療・保健衛生＝医療＋保健衛生 医療＝a＋b＋c＋d　　 a 傷病治療費＝ア＋イ＋ウ＋エ　　　ア 公費負担分＝結核予防＋生活保護＋戦傷病者＋身体障害 ＋児童福祉＋自衛官等＋原爆医療＋精神保健＋母子保健 ＋特定疾患＋小児慢性＋措置医療＋老人被爆 イ 保険者等負担分＝健康･日雇健康保険＋国民健康保険 ＋共済組合(国家+地方公務員)＋公共企業体職員共済組合 ＋その他(私立学校のみ)＋組合管掌健康保険 ＋全国健康保険協会管掌健康保険＋船員保険(現物給付)　　 ウ 老人保健分＝医療給付費－審査支払手数料 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 推計方法 | 資料名・照会先 |
|  |  エ 患者負担分＝全国患者負担分×診療報酬確定額対全国比　　 b 後期高齢者医療分＝後期高齢者医療給付費 c 正常分娩費＝１件あたり正常分娩費用×(出生児数＋自然死産児数)　　 d 室料差額等＝(a＋c）×室料差額等比率　 保健衛生＝全国産出額×年度転換比率×従業者数対全国比 ⑤ 社会福祉(産業)＝全国産出額×年度転換比率×従業者数対全国比 ⑥ その他の公共サービス ＝全国産出額×年度転換比率×従業者数対全国比 [年度転換比率＝第３次産業指業活動指数の年度÷暦年] ⑦ 自社開発ソフトウェア＝内閣府資料より（年度転換）中間投入額＝産出額×国の中間投入比率 |  |
| 12 政府サービス生産者 ３つに分類して算出 (1) 電気・ガス・ 水道業 ① 下水道 ② 廃棄物処理　③と畜場 (2) サービス業 ① 教育 ② 学術研究機関 (3) 公務 | 産出額＝雇用者報酬＋中間投入＋固定資本減耗 ＋生産･輸入品に課される税 雇用者報酬＝①＋②＋③ ① 人件費(給与、諸手当、共済費、賃金･俸給、給与住宅差額家賃等、 決算書の該当項目を集計) ② 雇主の現実社会負担 （共済、児童手当、社会保険料等の雇主負担分） ③ 雇主の帰属社会負担（退職手当等）中間投入＝物件費、維持補修費等、決算書の該当項目の計 －ソフトウェア（中間投入に占めるソフトウェアの国の比率 ×府の中間投入）＋FISIM消費額 [FISIM消費額]:産出額×国のFISIM消費比率固定資本減耗＝①＋②＋③＋④ ① 建物の固定資本減耗＝国値（内閣府資料）×府分割合 ② 建物以外の固定資本減耗 ＝①×（国値:建物以外の減価償却額÷国値:建物の減価償却額） ③ 社会資本減耗＝内閣府資料 ④ ソフトウェアの固定資本減耗 ＝国の政府サービス生産者ソフトウェア減耗額 ×府のソフトウェア額 ÷国の政府サービス生産者のソフトウェア額生産･輸入品に課される税 ＝自動車重量税、国有資産所在市町村交付金、公課費等、 決算書の該当項目を集計 | 財政状況調査(府統計課)地方財政状況調査(府財政課)大阪府歳入歳出決算書地方公共施設状況調査(府財政課)地方公営企業決算状況(自治大阪)市町村決算の状況(自治大阪)市町村公共施設状況(自治大阪)大阪市決算書大阪市下水道事業決算書大阪市食肉市場事業会計決算書 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 推計方法 | 資料名・照会先 |
| 13 対家計民間非営利 サービス生産者 | 産出額＝(1)＋(2) (1) 教育＝国の産出額×従業者数対全国比 (2) その他＝国の産出額×従業者数対全国比中間投入額 ＝国の中間投入額×従業者数対全国比＋FISIM消費額 [FISIM消費額]:国のFISIM消費額×従業者数対全国比 | 経済センサス-基礎調査、事業所・企業統計(総務省) |
| 14 輸入品に課される 税・関税 | 税額＝輸入関税＋税関分（消費税＋酒税＋たばこ税＋揮発油税 ＋石油・石炭税） | 直接照会 |
| 15 総資本形成に係る 消費税(控除) | 税額＝国値×((民間＋公的）設備投資＋在庫品増加の対全国比) | 国民経済計算年報(内閣府) |

II 経済活動別府内総生産(生産側)(実質) 連鎖方式

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 推計方法 | 資料名・照会先 |
|  | ① 連鎖デフレーター ＝国の連鎖デフレーター×年度転換率（産出額・中間投入）② 前年度固定基準による当年度実質値 ＝府名目値÷(当年度連鎖デフレーター÷前年度連鎖デフレーター) 小計、合計、産出額(実質)－中間投入(実質) ＝総生産額(実質) ※ 政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者は、 先に中間投入、総生産額を実質化。　 小計、合計、中間投入額(実質)＋総生産額(実質) ＝産出額(実質)③ 連鎖実質の対前年度増加率＝②÷前年度名目値④ 17年度実質値（府名目値÷①）、③の伸び率で各年度値を推計⑤ 府連鎖デフレーター＝府名目値÷④の府連鎖実質値 | 国民経済計算年報(内閣府)投入産出物価指数(日本銀行)企業物価指数(日本銀行)企業向けサービス価格指数(日本銀行) |

III 府民所得及び府民可処分所得の分配

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 推計方法 | 資料名・照会先 |
| １ 就業者数 ⑴ 府民雇用者数 (二重雇用調整前) | １ 経済活動別に算出 ⑴ 以下の経済活動別に算出 農業、林業、水産業、鉱業、製造業、建設業、電気・ガス・水道業、 卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、運輸・通信業(平成17年度より、 運輸業と情報通信業)、サービス業、電気・ガス・水道業(政府)、 サービス業(政府)、公務、教育(対家計)、その他(対家計) ①国勢調査実施年度 「雇用者」の数 ②国勢調査実施年度以外 ア 国勢調査実施年度の間の年度 国勢調査における「雇用者」の指数を毎月勤労統計の常用雇用指数で割った値で幾何平均し、各年度に割り当てる。 イ 最終国勢調査実施年度以降の年度 国勢調査実施年度の人数から伸び率を一定とし、各年度に割り当てる (補外)。 | 国勢調査(総務省)毎月勤労統計（府統計課） |
|  ⑵ 臨時雇用者数 (二重雇用調整前) | １ 経済活動別に算出 ⑴ 各経済活動別に雇用者中の臨時雇用者数の比率を算出 ①事業所・企業統計、経済センサス実施年度 臨時雇用者数の比率を算出 ②事業者・企業統計、経済センサス実施年度以外 府民雇用者数の算出と同じく、臨時雇用者数及び全体雇用者数を補間・ 補外し、臨時雇用者数の比率を算出 ⑵ 臨時雇用者数＝府民雇用者数×臨時雇用者比率 | 事業所・企業統計、経済センサス(総務省) |
|  ⑶ 常用雇用者数 (二重雇用調整前) | １ 経済活動別に算出 常用雇用者＝府民雇用者数－臨時雇用者数 |  |
|  ⑷ 役員数 (二重雇用調整前) | １ 経済活動別に算出 府民雇用者の算出手法と同じく、国勢調査の「役員数」から各年度の役員数を算出する。 | 国勢調査(総務省)毎月勤労統計（府統計課） |
|  ⑸ 個人業主数 | １ 経済活動別に算出 府民雇用者の算出手法と同じく、国勢調査の「雇人のある業主数」＋「雇人のない業主数」から各年度の個人業主数を算出する。 | 国勢調査(総務省)毎月勤労統計（府統計課） |
|  ⑹ 家族従業者数 | １ 経済活動別に算出 府民雇用者の算出手法と同じく、国勢調査の「家族従業者数」から各年度の家族従業者数を算出する。 | 国勢調査(総務省)毎月勤労統計（府統計課） |
|  ⑺ 流入雇用者数 (二重雇用調整前) | １ 国勢調査の流入雇用者数の算出 国勢調査の「他府県在住の大阪府内従事者数」を各経済活動別雇用者数・役員数比率により按分することで、大阪府に流入する常用雇用者数・臨時雇用者数・役員数を算出する。 | 国勢調査(総務省)毎月勤労統計（府統計課） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 推計方法 | 資料名・照会先 |
|  ⑻ 流出雇用者数 (二重雇用調整前) | １ 国勢調査の流出雇用者数の算出 国勢調査の「大阪府在住の他都道府県での従事者数」を各都道府県の経済活動別雇用者数・役員数比率により按分することで、大阪府から流出する常用雇用者数・臨時雇用者数・役員を算出する。 | 国勢調査(総務省)毎月勤労統計（府統計課） |
|  ⑼ 常用雇用者数・ 役員数 (二重雇用調整後) | １ 各経済活動別に算出 ⑴ 調整済常用雇用者数＝常用雇用者数×二重雇用比率(国値) ⑵ 調整済役員数＝役員数×二重雇用比率(国値) 流入雇用者、流出雇用者についても同手法で算出する。 |  |
|  ⑽ 常勤役員と非常勤 役員の分離 (二重雇用調整済) | １ 各経済活動別に算出 ⑴ 調整済常勤役員数＝調整済役員数×常勤役員比率(国値) ⑵ 調整済非常勤役員数＝調整済役員数－調整済常勤役員数 |  |
|  ⑾ 府内就業者数 | １ 各経済活動別に算出 ⑴ 府内雇用者数＝府民雇用者数＋流入雇用者数－流出雇用者数 ⑵ 府内就業者数＝府内雇用者数＋個人業主数＋家族従事者数 ⑶ 府内調整済役員数　　＝府民調整済役員＋流入調整済役員数－流出調整済役員数 |  |
| ２ 雇用者報酬 ⑴ 賃金・俸給 ① 農業 | １ 府民賃金・俸給＝⑴＋⑵＋⑶ ⑴ 農家所得＝農家数×一戸当たり雇用労賃 ⑵ 農家事業体所得＝法人事業体数×事業体当たり雇用労賃 ⑶ 有給家族従業者分雇用者所得 ＝家族従業者数×有給家族従業者割合 ÷一戸当たり家族農業就業者数×一戸当たり雇用労賃 | 大阪農林水産統計年報(大阪農林統計協会)農林水産省統計表直接照会 |
|  ② 林業 | １ 府民賃金・俸給＝⑴＋⑵ ⑴ 民有林分＝府内純生産額(個人所有面積分)×人件費率 ⑵ 有給家族従業者分雇用者所得 ＝民有林分÷林業雇用者数×家族従業者数×有給家族従業者割合 | 農林業センサス(農林水産省)農林水産省統計表 |
|  ③ 水産業 | １ 府民賃金・俸給＝⑴＋⑵ ⑴ 水産業雇用者所得＝漁業経営体数×経営体当たりの雇用労賃 ⑵ 有給家族従業者分雇用者所得 ＝水産業雇用者所得÷水産業雇用者数×家族従業者数×有給家族従業者割合  | 大阪農林水産統計年報(大阪農林統計協会)農林水産省統計表 |
|  ④ その他の産業 | １ 経済活動別に算出 ⑴ 以下の経済活動別に府内賃金・俸給を算出 農業、林業、水産業、鉱業、製造業、建設業、 電気・ガス・水道業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、 運輸・通信業(平成17年度より、運輸業と情報通信業)、サービス業 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 推計方法 | 資料名・照会先 |
|  |  各産業の府内賃金・俸給＝①－②＋③ ①常勤役員を含む常用雇用者の現金現物給与＝(b)+(c) (a) 30人以上規模と29人以下規模の事業所雇用者数の分別 ア 30人以上規模事業所雇用率 ＝30人以上規模事業所従業者内の常用雇用者数÷ 全規模事業所従業者内の常用雇用者数 イ 30人以上規模常用雇用者数 ＝ア×常勤役員を含む調整済常用雇用者数 ウ 29人以下規模常用雇用者数 ＝常勤役員を含む調整済常用雇用者数－イ (b) 30人以上規模の現金・現物給与＝ア×イ ア 一人当たり現金・現物給与 ＝一人当たり現金給与＋(一人当たり現金給与×現物給与比率) イ 30人以上規模常用雇用者数 (c) 29人以下規模の現金・現物給与＝ア×イ ア 一人当たり現金・現物給与 ＝30人以上規模の一人当たり現金・現物給与 ×29人以下規模と30人以上規模の格差率 イ 29人以下規模常用雇用者数 ②常勤役員の現金・現物給与＝(a)×(b) (a) 常勤役員一人当たり現金・現物給与 ＝常勤役員を含む常用雇用者の現金・現物給与 ÷常勤役員を含む二重雇用調整済常用雇用者数 ×常勤役員・常用雇用者の給与格差率 (b) 二重雇用調整済常勤役員数 ③臨時雇用者の所得額＝(a)×(b)×(c) (a) 臨時雇用者一人当たり一日賃金 (b) 年間就業日数 (c) 臨時雇用者数 ⑵ 流出雇用者賃金・俸給、流入雇用者賃金・俸給も同一の推計を行う。 ⑶ 府民賃金・俸給 ＝府内賃金・俸給－流入雇用者賃金・俸給＋流出雇用者賃金・俸給 | 経済センサス、事業所・企業統計(総務省)全国及び各都府県毎月勤労統計賃金構造基本調査(厚生労働省) |
|  ⑤ 政府サービス | １ 経済活動別に算出 ⑴ 以下の経済活動別に算出 電気・ガス・水道業、サービス業、公務(いずれも政府サービス) それぞれ生産系列より、国出先機関分、大阪府分、市町村の人件費 を算出し、合計する。(府内賃金・俸給) | 生産系列 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 推計方法 | 資料名・照会先 |
|  |  ① 一人当たり現金・現物給与 ＝府内賃金・俸給÷各経済活動別府内雇用者数 ② 流入・流出雇用者賃金・俸給 ＝一人当たり現金・現物給与×流入・流出雇用者数 ③ 府民賃金・俸給 ＝府内賃金・俸給－流入雇用者賃金・俸給＋流出雇用者賃金・俸給 |  |
|  ⑥ 対家計非営利 サービス | １ 経済活動別に算出 ⑴ 以下の経済活動別に算出 教育・その他(いずれも対家計非営利サービス) それぞれ生産系列から人件費を算出(府内雇用者報酬)。 ① 一人当たり現金・現物給与 ＝府内雇用者報酬÷各経済活動別府内雇用者数 ② 流入・流出雇用者賃金・俸給 ＝一人当たり現金・現物給与×流入・流出雇用者数 ③ 府民賃金・俸給 ＝府内賃金・俸給－流入雇用者賃金・俸給＋流出雇用者賃金・俸給 | 生産系列 |
|  ⑦ 役員給与手当 | 役員給与手当＝⑴×⑵ ⑴ 役員一人当たり現金・現物給与 ＝常勤役員を含む常用雇用者の現金・現物給与 ÷常勤役員を含む二重雇用調整済常用雇用者数 ×役員・常用雇用者の給与格差率 ⑵ 二重雇用調整済役員数 |  |
|  ⑧ 給与住宅差額家賃 | 給与住宅差額家賃＝(⑴－⑵)×⑶ ⑴ 市中平均家賃(１箇月１㎡当たり)＝住宅賃貸業の市中平均家賃 ⑵ 給与住宅市中平均家賃(１箇月１㎡当たり) ① 住宅統計調査実施年度平均家賃 ＝給与住宅１畳当たり家賃×給与住宅１戸当たり畳数 ÷１給与住宅当たり延面積 ② 住宅統計調査実施年以外平均家賃 住宅土地統計調査年の平均家賃をベンチマークとして、消費者物 価指数を使用して補間・補外 ⑶ 給与住宅総床面積 ① 住宅統計調査実施年＝調査面積  ② 住宅統計調査実施年以外面積 実施年の面積をベンチマークとして、固定補外 | 住宅・土地統計調査(総務省)消費者物価指数年報(総務省) |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 推計方法 | 資料名・照会先 |
|  ⑨ 雇主の現実社会 負担 | 雇主の現実社会負担＝⑴＋⑵ ⑴ 強制的現実社会負担 健康保険、労働保険、船員保険、国家公務員共済組合、地方公務員共済 組合、児童手当、社会保障基金、介護保険、後期高齢者医療保険等につ いて収納額等を計上。 ⑵ 自発的現実社会負担 厚生年金基金、国民年金基金等について、掛金収納済額(事業主負担)を 計上。 | 厚生年金事業月報(厚生労働省)雇用保険事業年報(厚生労働省)厚生労働省年金統計情報(厚生労働省)等 |
|  ⑩ 雇主の帰属社会 負担 | 雇主の帰属社会負担＝⑴＋⑵＋⑶ ⑴ 退職一時金 ＝(大阪国税局管内退職所得支払金額×退職所得府対管内比) －年金基金による退職給付金(勤労者退職金共済機構)÷内民転換係数 ⑵ 公務災害補償 国出先、府、市町村別に該当項目を積算。 (地方公務員災害補償基金を除く) ⑶ その他(公務以外の各産業別に算出) ＝各産業の雇用者報酬×(その他の社会負担÷現金給与の割合) | 国税庁統計年報直接照会 |
| ３ 財産所得(支払) ⑴ 一般政府 | 財産所得(支払)＝１＋２１ 支払利子 制度部門別所得支出勘定 支払利子 一般政府を参照。２ 支払賃貸料 制度部門別所得支出勘定 賃貸料(支払) 一般政府を参照。 |  |
|  ⑵ 家計 | １ 支払利子＝消費者負債利子 制度部門別所得支出勘定 支払利子 家計を参照。 |  |
|  ⑶ 対家計民間非営利 団体 | 財産所得(支払)＝１＋２１ 支払利子 制度部門別所得支出勘定 支払利子 対家計民間非営利団体を参照。２ 支払賃貸料 制度部門別所得支出勘定 賃貸料(支払) 対家計非営利団体を参照。 |  |
| ４ 財産所得(受取) ⑴ 一般政府 | 財産所得(受取)＝１＋２＋３＋４１ 受取利子 制度部門別所得支出勘定 受取利子 一般政府を参照。２ 法人企業の分配所得 制度部門別所得支出勘定 分配配当(受取) 一般政府を参照。３ 保険契約者に帰属する財産所得 制度部門別所得支出勘定 保険契約者に帰属する財産所得(受取)  一般政府を参照。 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 推計方法 | 資料名・照会先 |
|  | ４ 受取賃貸料 制度部門別所得支出勘定 賃貸料(受取) 一般政府を参照。 |  |
|  ⑵ 家計 | 財産所得(受取)＝１＋２＋３＋４１ 受取利子 制度部門別所得支出勘定 受取利子 家計を参照。２ 法人企業の分配所得 制度部門別所得支出勘定 分配配当(受取) 家計を参照。 ３ 保険契約者に帰属する財産所得 制度部門別所得支出勘定 保険契約者に帰属する財産所得(受取) 家計を参照。４ 受取賃貸料 制度部門別所得支出勘定 賃貸料(受取) 家計を参照。 |  |
|  ⑶ 対家計民間非営利 団体 | 財産所得(受取)＝１＋２＋３＋４１ 受取利子 制度部門別所得支出勘定 受取利子 対家計民間非営利団体を参照。２ 法人企業の分配所得 制度部門別所得支出勘定 分配配当(受取)対家計非営利団体を参照。 ３ 保険契約者に帰属する財産所得 制度部門別所得支出勘定 保険契約者に帰属する財産所得(受取) 対家計民間非営利団体を参照。４ 受取賃貸料 制度部門別所得支出勘定 賃貸料(受取)対家計民間非営利団体参照。 |  |
| ５ 企業所得 ⑴ 公的金融法人 | 企業所得 直接推計 制度部門別所得支出勘定 営業余剰・混合所得 金融法人を参照。 |  |
|  ⑵ 民間金融法人 | 企業所得 ＝民間金融法人営業余剰＋財産所得(受取)－財産所得(支払) 営業余剰については、制度部門別所得支出勘定 営業余剰・混合所得 金融法人を参照。 |  |
|  ⑶ 公的非金融法人 | 企業所得＝直接推計額－在庫品評価調整額 制度部門別所得支出勘定 営業余剰・混合所得 非金融法人を参照。 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 推計方法 | 資料名・照会先 |
|  ⑷ 民間非金融法人 | 企業所得 ＝民間非金融法人営業余剰＋財産所得(受取)－財産所得(支払) －在庫品評価調整額 営業余剰については、制度部門別所得支出勘定 営業余剰・混合所得 非金融法人を参照。 |  |
|  ⑸ 個人企業 | 企業所得 ＝個人企業営業余剰・混合所得－財産所得(支払)－在庫品評価調整額 営業余剰については、制度部門別所得支出勘定 営業余剰・混合所得 個人企業を参照。 |  |
| ６ 生産・輸入品に課される 税(控除)補助金 | 要素所得表 生産輸入品に課される税(控除)補助金を参照。 |  |
| ７ その他の経常移転(純) | 制度部門別所得支出勘定の財産所得以外の移転所得項目の受取－支払の合計。 |  |
| ８ 府民可処分所得 ⑴ 非金融法人及び金融法人 | 可処分所得 ＝非金融法人貯蓄＋金融法人貯蓄＋年金基金年金準備金の変動 貯蓄、年金基金年金準備金については制度部門別所得支出勘定を参照。 |  |
|  ⑵ 一般政府 | 可処分所得 ＝政府最終消費支出＋政府貯蓄 政府最終消費支出については支出系列、貯蓄については制度部門別所得支出勘定を参照。 |  |
|  ⑶ 家計 | 可処分所得 ＝家計最終消費支出＋家計貯蓄－年金基金年金準備金の変動 家計最終消費支出については支出系列、貯蓄、年金基金年金準備金の変動については制度部門別所得支出勘定を参照。 |  |
|  ⑷ 対家計民間非営利団体 | 可処分所得 ＝対家計民間非営利団体最終消費支出＋対家計民間非営利団体貯蓄 対家計民間非営利団体最終消費支出については支出系列、貯蓄については制度部門別所得支出勘定を参照。 |  |

IV 府内総生産(支出側) (名目)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 推計方法 | 資料名・照会先 |
| １ 民間最終消費支出 | (1)家計最終消費支出＋(2)対家計民間非営利団体最終消費支出 |  |
|  (1) 家計最終消費支出 | 家計最終消費支出＝①家計調査法分＋②直接推計法分 ＋③家計のFISIM消費 ①家計調査法は世帯を２人以上世帯と単身者世帯に分け、それぞれの世帯数に世帯あたりの12大目的分類別(※)消費支出額を乗じて求める。ただし、家賃、乗用車購入額及び医療費(自己負担分)等は家計調査法で的確に把握できないため、ここでの推計対象から控除し②直接推計法により推計する。また、贈与金・仕送金等の消費支出とみなされない品目は推計対象から控除する。 ※消費支出の12大目的分類： ①食料･非アルコール飲料　②アルコール飲料・たばこ　③被服･履物 ④住居･光熱水道　⑤家具･家庭器具･家事サービス住居 ⑥保健･医療 ⑦交通　⑧通信　⑨娯楽･レジャー･文化　⑩教育　⑪外食･宿泊 ⑫その他 |  |
|  ① 家計調査法 |  ア ２人以上世帯の消費支出額  ＝(ｱ)２人以上世帯あたり費目別消費支出×(ｲ)２人以上世帯数 ×(ｳ)人員調整係数×(ｴ)２人以上世帯の修正率×(ｵ)年度転換率 (ｱ)２人以上世帯あたり費目別消費支出額 家計調査（京阪神大都市圏）の世帯あたり年間消費支出額。 現物総額を費目別に配分する。その他の消費支出中「こづかい・つきあい 費」を該当すると考えられる品目に配分する。配分比率は 『消費者物価指数 の解説』(総務省)の「家計調査集計項目の指数品目への分割統合｣の注釈 「こづかい・つきあい費の配分」により算出する｡ IT関連商品・高額商品については、家計消費状況調査からの推計値に毎 年入替える。 (ｲ) ２人以上世帯数 国勢調査｢一般世帯総数｣－｢一般世帯のうちの１人世帯｣ 中間年については府統計課推計の世帯数を参考に補間・補外して推計。 (ｳ) 人員調整係数 家計調査、全国消費実態調査、家計消費状況調査のそれぞれを、国勢調 査の世帯人員ベースに合わせるための係数。　 (ｴ) ２人以上世帯の修正率 家計調査の標本誤差を補正するため、５年に１回実施される全国消費実 態調査を基礎にして費目別消費支出額を修正。 (ｵ) 年度転換率 暦年値から年度値に変換するための係数。イ 単身者世帯の消費支出額  ＝(ｱ)単身者世帯あたり費目別消費支出額×(ｲ)単身者世帯数 ×(ｳ)単身者世帯の修正率×(ｴ)年度転換率 | 家計調査(総務省)家計消費状況調査（総務省）国勢調査(総務省)毎月推計人口(府統計課)全国消費実態調査(総務省) |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 推計方法 | 資料名・照会先 |
|  |  (ｱ) 単身者一人あたり費目別消費支出額 ５年毎に実施される全国消費実態調査の費目別消費支出を基礎にして中 間年を家計調査(全国)の２人以上世帯の伸び率で補間する。 (ｲ) 単身者数 国勢調査の｢一般世帯のうちの世帯人員が１人の世帯｣＋「施設等の人員総 数」を使う。中間年は府統計課の毎月推計人口の世帯数を参考に補間・補 外して推計する。 (ｳ) 単身者世帯の修正率 家計調査の標本誤差を補正するため、５年に１回実施される全国消費実態 調査を基礎にして費目別消費支出額を修正。 (ｴ) 年度転換率 暦年値から年度値に変換するための係数。 ウ　補正係数・・・国民経済計算との乖離を調整。　 全国消費実態調査を用いて、府値と同様の方法で推計した全国値と国民経 済計算値との比率を全国消費実態調査の調査対象年について求める。 SNAベースの家計消費支出(家計調査法) ＝補正前家計消費支出×補正係数 | 全国消費実態調査(総務省)家計調査(総務省)国勢調査(総務省)毎月推計人口(府統計課) |
|  ② 直接推計法 | ア 家計調査法で捕捉していないと考えられる項目（加算） (ｱ) 個人的消費　 家計調査における脱漏分である、世帯主のこづかい、親がかり世帯員の勤 務先収入からの支出等を推計する。 一世帯当たり消費支出額×2人以上世帯数×漏れ率（費目別の配分は ①ア(ｱ)と同様。） (ｲ) 金融機関の帰属サービス（その１）　 ・生命保険のサービス料（生命保険の産出額を計上）　 ・年金基金のサービス料（年金基金の算出額を計上）　 ・証券手数料（国の当該値×分割比率［対全国比：全国消費実態調査報告の 一世帯当たり有価証券額×世帯数］）イ 家計調査法で的確な捕捉をしていないと考えられる項目（控除後加算） (ｱ) 家賃（持家の帰属家賃を含む。借家と持家を別々に推計）　　借家の支払い家賃と持家の帰属家賃の合計である。持家の家賃単価 （床面積当たり）は民間借家家賃単価を使う。 推計式＝住宅床面積×単価（１㎡当たり家賃）　　・住宅・土地統計調査の実施年（５年毎）　　　住宅床面積＝居住専用床面積＋居住併用床面積　　　単価 (1㎡当たり家賃)＝住宅種類別に求めそれぞれの床面積で 加重平均し､権利金比率を乗じる｡ | （生産系列）全国消費実態調査(総務省)住宅・土地統計調査(総務省) |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 推計方法 | 資料名・照会先 |
|  | 　　・中間年　　住宅床面積＝住宅土地統計調査の数値を建築動態統計(着工、除却、発生 ベース)数値で補外・補間　　単価＝住宅土地統計調査の数値を消費者物価指数で補外・補間 (ｲ) 設備修繕費　　・２人以上世帯　　　(家計調査全世帯一世帯当たり設備修繕･維持費－火災保険料) ×自己負担率(1/3)×２人以上世帯数　　・単身者世帯数　　　(家計調査全世帯一世帯当たり設備修繕･維持費－火災保険料) ×自己負担率(1/3)×単身者世帯数 (ｳ) 不動産あっせん料　 不動産仲介業の産出額×（府産業連関表における不動産仲介及び賃貸業 の民間消費支出÷府産業連関表における不動産仲介及び賃貸業の府生産 額） (ｴ) 金融機関の帰属サービス（その２）　 ・非生命保険のサービス料 非生命保険産出額×非生命保険料純保険料家計分÷非生命保険料総額 ・火災保険のサービス料 非生命保険のサービス料×全国消費実態調査(火災保険料÷保険料計) ・損害保険のサービス料 非生命保険のサービス料×全国消費実態調査(損害保険料÷保険料計) ・自動車保険のサービス料 非生命保険のサービス料×全国消費実態調査(自動車保険料÷保険料計) (ｵ) 乗用車購入額 （新車自家用乗用車税額×家計消費割合÷税率） ＋（新車軽自動車税額×家計消費割合÷税率） ＋（中古車マージン額（全国値）×中古車登録台数（対全国比）） (ｶ) 医療費（自己負担分） 総医療費のうち自己負担分を計上する。 (ｷ) 介護費（自己負担分） 総介護費のうち自己負担分を計上する。ウ 家計調査に含まれるが家計最終消費支出として計上しない項目（控除）  仕送り、寄付金 | 建築動態統計(国土交通省)消費者物価指数年報(総務省)（生産系列）大阪府産業連関表(府統計課)（生産系列）全国消費実態調査(総務省)直接照会大阪府産業連関表(府統計課)直接照会財政状況調査(府統計課) |
|  ③ 家計のFISIM消費 | 家計のFISIM消費＝国値×按分比率　　※按分比率＝業種別貸出残高個人向け運転資金対全国比 |  |
|  (2) 対家計民間非営利 団体最終消費支出 | 対家計民間非営利サービス生産者の自己消費（産出額－商品・非商品販売）を計上する | （生産系列） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 推計方法 | 資料名・照会先 |
| ２ 政府最終消費支出 | 政府最終消費支出 ＝ア 政府サービス生産者の自己消費＋イ 家計への移転的支出 ア 政府サービス生産者の自己消費 ＝ (ｱ)産出額－(ｲ)商品・非商品販売 (ｱ) 産出額 ＝ 生産系列より (ｲ) 商品・非商品販売 ・国出先機関 貴金属等売払代、授業料及び入学検定料、矯正官署作業収入、 建物物件機械貸付料の一部、寄宿料・入場料等収入、 委託調査試験及び役務収入、物品売払収入 等の合計　 ・大阪府 普通会計のうち該当項目の合計　 ・市町村 普通会計、公共下水道のうち該当項目の合計イ 家計への移転的支出＝ (ｱ)＋(ｲ)＋(ｳ) (ｱ) 総医療費のうち社会保障基金からの給付分 生産系列より (ｲ) 総介護費のうち社会保障基金からの給付分 生産系列より (ｳ) その他 ・教科書購入費 ・戦傷病者等無賃乗車船等負担金 | (生産系列)財政状況調査(府統計課)直接照会地方公営企業決算状況(自治大阪)大阪府決算書府内市町村決算状況(自治大阪)大阪市決算書大阪市下水道決算 |
| ３ 府内総資本形成 (1) 総固定資本形成 ① 民間 | 民間(住宅＋企業設備)＋公的(住宅＋企業設備＋一般政府)　ア 住宅＝(ｱ)住宅投資総額－(ｲ)公的住宅 (ｱ)住宅投資総額＝(住宅投資総額(全国) ×居住用建築物工事額(大阪府÷全国)) (ｲ)公的住宅：②公的 ア 参照　イ 企業設備　 (ｱ)製造業＝××従業員３０人以上の事業所の有形固定資産新規取得額 １＋製造品出荷額等総額(従業員29人以下)製造品出荷額等総額(従業員30人以上)年 度 転 換 比 率 －府内居住製造業併用建築物住宅分投資額＋ソフトウェア額 [府内居住製造業併用建築物住宅分投資額] | 建設総合統計年度報(国土交通省)建設投資見通し(国土交通省)建築統計年報(国土交通省)大阪の工業(府統計課)国民経済計算年報(内閣府)経済センサス、事業所･企業統計(総務省) |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 推計方法 | 資料名・照会先 |
|  | ＝ 府内住宅投資額×[(府内居住産業併用建築物工事費予定額 ×居住産業併用建築物住宅率)÷(府内居住専用建築物工事費予定額 ＋府内居住産業併用建築物工事費予定額×居住産業併用建築物住宅率)] ×（全国居住製造業併用建築物工事費予定額 ÷全国居住産業併用建築物工事費予定額） (ｲ) その他の産業　　 産業別民間設備投資額(ソフトウェア額加算済) ×総生産の対全国比（府÷全国） (ｳ) 対家計民間非営利団体 設備投資額(ソフトウェア額加算済)×従業員数の対全国比(大阪府÷全国) |  |
|  ② 公的 | ア 住宅＝(ア)＋(イ)＋(ウ) (ｱ) 国出先機関  住宅建設費(一般会計＋企業会計)＋建設仮勘定の住宅建設費(企業会計) (ｲ) 大阪府分 普通建設事業費(補助事業費＋単独事業費)－土地購入･補償費 (ｳ) 市町村分 大阪市(補助事業費＋単独事業費－用地取得費) ＋他市町村(建設改良費－用地取得費)イ 企業設備＝(ア)＋(イ)＋(ウ)＋(エ)＋(オ) (ｱ) 国出先機関 有形固定資産の新規購入･新設－控除額 控除額＝土地購入･補償費＋住宅建設費 ＋建設仮勘定(土地購入･補償費＋住宅建設費) (ｲ) 大阪府 水道事業＋工業用水道事業(工業用水道事業 ＋臨海工業用水道事業(平成15年度まで)) ＋宅地造成事業(臨海土地造成事業＋その他造成事業)＋市場事業 ＋港湾整備事業＋病院事業＋その他(まちづくり促進事業) (ｳ) 大阪市分 水道事業＋工業用水道事業＋港営事業＋中央卸売市場事業 ＋高速鉄道事業＋自動車運送事業＋宅地造成事業＋病院事業 ＋介護サービス事業＋路面電車、懸垂電車等事業＋港湾整備事業 ＋電気事業(平成14年度まで) 各々の事業の資本形成＝当年度増加額 －建設仮勘定改良工事当年度減少額－土地当年度増加額 | 地方財政状況調査(府財政課)市町村決算の状況(自治大阪)財政状況調査(府統計課)地方公営企業決算状況大阪市決算書 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 推計方法 | 資料名・照会先 |
|  |  (ｴ) 市町村分 上水道事業(法適用)＋自動車運送事業(法適用)＋病院事業（法適用） ＋宅地造成事業(法適用＋法非適用)＋簡易水道事業(法非適用) ＋と畜事業(法非適用)＋駐車場事業(法非適用)＋電気事業（法非適用） ＋介護サービス事業（法非適用）＋市場＋観光事業 (ｵ) ソフトウエア額  国ソフトウェア資本形成額×(府資本形成額÷国資本形成額) ×公的のソフトウェア比率 ※公的のソフトウェア比率 ＝産業連関表の公的ソフトウェア額 ÷産業連関表の(公的＋民間)ソフトウェア額ウ 一般政府（住宅を除く新規取得資産）＝(ア)＋(イ)＋(ウ)＋(エ) (ｱ)国出先機関(ソフトウェア額を含む)  (ｲ)大阪府(ソフトウェア額を含む)  (ｳ)大阪市(ソフトウェア額を含む)　 (ｴ)市町村(ソフトウェア額を含む)  | 国民経済計算年報(内閣府)産業連関表(総務省) |
| (2) 在庫品増加 ① 民間企業 | ア 製造業 実質在庫品増加＝実質年末在庫－実質年初在庫 実質年末在庫＝(年末在庫÷年末産出物価指数) 実質年初在庫＝(年初在庫÷年初産出物価指数) 名目在庫品増加＝実質在庫品増加÷年平均産出物価指数イ 製造業以外の産業 国の在庫品増加の値を按分して計上。 ただし、電気ガス業については次の推計による。 電気・ガス業在庫品増加額 ＝ {電気業国在庫品増加×[電力貯蔵品残高 ÷全国10電力会社貯蔵残高]×発電量(大阪府内÷全社)｝ ＋{ガス業国在庫品増加×流動資産残高(大阪ガス＋河内長野ガス)÷全国｝ | 大阪の工業(府統計課）物価指数月報(日本銀行)電気事業便覧(電気事業連合会)ガス事業年報(資源エネルギー庁) |
|  ② 公的 (公的企業・一般政府) | ア 製造業 国[造幣局＋国立印刷局]イ　建設業　市町村[宅地造成]ウ 卸売業 国[食糧管理特別会計(麦)]＋大阪市[中央卸売市場]エ 運輸･通信業 国[企業会計在庫品増減計－農林水産業－製造業－卸業] ＋大阪市 [港営事業＋高速鉄道事業＋自動車運送事業] ＋他市町村[自動車運送事業] | 財政状況調査(府統計課)地方公営企業決算状況(自治大阪)大阪市決算書 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 推計方法 | 資料名・照会先 |
|  | オ 電気･ガス･水道業 大阪府[水道事業＋工業用水道事業＋臨海工業用水道事業] ＋大阪市[水道事業＋工業用水道事業]＋他市町村[上水道事業]カ サービス業　　　公立大学法人＋独立行政法人(サービス)＋病院事業 |  |
| ４ 財貨・サービスの移出入 (純)・統計上の不突合 (1) 財貨・サービスの 移出入 ① 輸出・移出 ② (控除)輸入・移入 | 各産業産出額（生産系列）×移出率 （各産業中間投入額＋民間最終消費支出額＋政府最終消費支出額 ＋府内総資本形成額）×移入率 ※移出率、移入率は大阪府産業連関表より算出。　 移出率＝移出額÷生産額　 移入率＝移入額÷（中間需要額＋最終需要額） |  |
|  ③ FISIM移出入 | FISIM産出額－制度部門別FISIM消費額の合計 |  |
|  (2) 統計上の不突合 | 府内総生産（生産側）－(民間最終消費支出＋政府最終消費支出 ＋府内総資本形成＋移出入(純)） |  |
| ５ 府外からの要素所得 (純) | 府外からの要素所得(純)＝府民所得－府内要素所得(純生産) 府民所得 ＝府民雇用者報酬＋財産所得(非企業部門)＋企業所得 府民雇用者報酬、財産所得、企業所得は分配系列の各項目、 府内要素所得(純生産)：要素所得表 参照。 |  |

V 府内総生産(支出側) (実質)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 推計方法 | 資料名・照会先 |
| １ 民間最終消費支出 |  名目府内総生産(支出側)の構成項目それぞれに対応するデフレーターで実質化する。実質府内総生産(支出側)は、各構成項目の実質値の合計として求められる。 デフレーターの基準年次は『国民経済計算』の固定方式の基準年次に一致する。（平成17年基準） |  |
|  (1) 家計最終消費支出 |  国の当該項目のインプリシットデフレーターを用いて、12大目的分類別に実質値を求める。 | 国民経済計算年報(内閣府) |
|  (2) 対家計民間非営利 団体最終消費支出 |  国の当該項目のインプリシットデフレーターを用いて実質化を行う。 | 国民経済計算年報(内閣府) |
| ２ 政府最終消費支出 |  国の当該項目のインプリシットデフレーターを用いて実質化を行う。 | 国民経済計算年報(内閣府) |
| ３ 府内総資本形成 (1) 総固定資本形成 (2) 在庫品増加 |  民間住宅、民間企業設備、公的住宅、公的企業設備、一般政府に分けて、国の当該項目のインプリシットデフレーターを用いて実質化を行う。 ＝{当期末の名目在庫品残高÷国民経済計算のデフレーター} －{前期末の名目在庫品残高÷国民経済計算のデフレーター} | 国民経済計算年報(内閣府) |
| ４ 財貨・サービスの移出入 (純)・統計上の不突合 (1)財貨・サービスの 移出入(純) ① 輸出・移出 ② (控除)輸入・移入 ③ FISIM移出入 (2) 統計上の不突合 |  輸出・輸入については、日本銀行の輸出・輸入の各指数を用いて実質化を行う。 移出・移入については、企業物価指数を用いて実質化を行う。 FISIM移出入については、消費者物価指数を用いて実質化を行う。 府内総生産(支出側)(統計上の不突合を除く)のインプリシットデフレーターを用いて実質化を行う。 | 国民経済計算年報(内閣府)輸出・輸入指数(日本銀行) |
| ５ 府外からの要素所得 (純) |  府内総生産(支出側)(統計上の不突合を含む)のインプリシットデフレーターを用いて実質化を行う。 |  |

VI 要素所得表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 推計方法 | 資料名・照会先 |
| １ 産出額 | 生産系列 参照。 |  |
| ２ 中間投入額 | 生産系列 参照。 |  |
| ３ 総生産額 | 総生産額＝産出額－中間投入額 |  |
| ４ 固定資本減耗 | 固定資本減耗＝減価償却費＋資本偶発損(※1)　　※1 資本偶発損＝減価償却費×国の資本偶発損比率 １ 産業　　　　　　　　　　　 (1) 農林水産業＝①＋②＋③ ① 農業＝産出額×国の固定資本減耗比率 ② 林業＝産出額×国の固定資本減耗比率 ③ 水産業＝産出額×国の固定資本減耗比率 (2) 鉱業＝産出額×国の固定資本減耗比率 (3) 製造業＝①＋②＋③ ① 工業統計分＝産出額×固定資本減耗比率×時価簿価変換比率　　　　※固定資本減耗比率＝減価償却比率×(１＋国の資本偶発損比率） 減価償却比率＝減価償却額/生産額 ② 官公営＝ア＋イ　　　ア 府営印刷＝産出額×国の固定資本減耗比率 　　イ 造幣局＝財政状況調査による額×時価簿価変換比率 ③ ソフトウェア固定資本減耗額(時価簿価変換後) (※2) (4) 建設業＝産出額×国の固定資本減耗比率 (5) 電気・ガス・水道業＝①＋②＋③ ① 電気・ガス業 ＝(直接照会による額＋ソフトウェア減耗額(※2))×時価簿価変換比率 ② 水道業＝((上水道減価償却費:大阪府＋大阪市＋堺市＋他市町村) ＋簡易水道減価償却費＋(工業用水道減価償却費:大阪府＋大阪市) ＋ソフトウェア減耗額(※2)）×時価簿価変換率 ③ 熱供給業・廃棄物処理業＝産出額×国の固定資本減耗比率 (6) 卸・小売業＝①＋② ① 卸売業×国の固定資本減耗比率 ② 小売業産出額×国の固定資本減耗比率 (7) 金融・保険業 ＝金融業・保険業それぞれの産出額×国の固定資本減耗比率 (8) 不動産業＝不動産仲介業、不動産賃貸業、住宅賃貸業 それぞれの産出額×国の固定資本減耗比率 | 大阪の工業(府統計課)大阪府歳入歳出決算書財政状況調査(府統計課)直接照会地方公営企業決算の状況(自治大阪)大阪市決算書経済センサス、事業所・企業統計(総務省) |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 推計方法 | 資料名・照会先 |
|  |  (9) 運輸業＝産出額×国の固定資本減耗比率 (10) 情報通信業＝産出額×国の固定資本減耗比率 (11) サービス業＝①＋②＋③ ① 対個人サービス業＝産出額×国の固定資本減耗比率 ② 対事業所サービス業＝産出額×国の固定資本減耗比率 ③ 対公共サービス業＝産出額×国の固定資本減耗比率 (※2) ソフトウェア減耗額は、耐用年数５年の定率償却(0.333)で推計。２ 政府サービス生産者 生産系列 政府サービス生産者を参照。３ 対家計民間非営利サービス生産者＝(1)＋(2) (1) 教育＝国の固定資本減耗額×従業者数対全国比 (2) その他＝国の固定資本減耗額×従業者数対全国比 |  |
| ５ 府内純生産 (市場価格表示) | 府内純生産＝府内総生産－固定資本減耗 |  |
| ６ 生産・輸入品に課される 税(控除)補助金 | １ 生産・輸入品に課される税＝⑴＋⑵＋⑶ ⑴ 国出先機関分 ＝輸入関税＋消費税・地方消費税＋酒税＋たばこ税＋揮発油税 ＋石油・石炭税＋自動車重量税＋印紙収入＋航空機燃料税 ＋とん税＋電源開発促進税＋地方法人特別税 ⑵ 大阪府分 ＝事業税＋たばこ税＋ゴルフ場利用税＋自動車税の半額＋収益事業収入 ＋自動車取得税の半額＋経由引取税＋地方消費税＋手数料の半額 ⑶ 市町村分 ＝純固定資産税＋事業所税＋都市計画税＋市町村たばこ税＋入湯税 ＋軽自動車税の半額＋収益事業収入２ 補助金＝各産業別に推計したものの計 (全国生産・輸入品に課される税－全国純生産・輸入品に課される税)×(大阪府当該産業生産額÷全国当該産業生産額) | 直接照会国税庁ホームページ地方財政状況調査(府統計課)市町村税徴収実績調(自治大阪)普通会計決算状況(自治大阪) |
| ７ 府内要素所得 (要素所得表示) | 府内要素所得 ＝府内純生産(市場価格表示)－生産輸入品に課される税(控除)補助金 |  |
| ８ 府内雇用者報酬 | 分配系列 雇用者報酬を参照。 |  |
| ９ 営業余剰・混合所得 | 営業余剰・混合所得 ＝府内要素所得(要素所得表示)－府内雇用者報酬 |  |

VII 統合勘定

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 推計方法 | 資料名・照会先 |
| １ 府内総生産勘定　 (生産側及び支出側) | ⑴ 府内雇用者報酬 分配系列 雇用者報酬を参照。⑵ 営業余剰・混合所得⑶ 固定資本減耗⑷ 生産・輸入品に課される税⑸ (控除)補助金　 要素所得表の営業余剰・混合所得、固定資本減耗、 生産・輸入品に課される(控除)補助金をそれぞれ参照。⑹ 民間最終消費支出⑺ 政府最終消費支出⑻ 総固定資本形成⑼ 在庫品増加⑽ 財貨・サービスの移出(FISIM移出入を含む)⑾ (控除)財貨・サービスの移入⑿ 統計上の不突合　 ⑹～⑿は支出系列の各項目を参照。　 ⑽は輸出・移出の計、⑾は輸入、移入の計。 |  |
| ２ 府民可処分所得と 使用勘定 | ⑴ 民間最終消費支出⑵ 政府最終消費支出 支出系列の民間最終消費支出、政府最終消費支出を参照。⑶ 府民貯蓄 制度部門別所得支出勘定の各部門の貯蓄の計。⑷ 府内雇用者報酬 分配系列 雇用者報酬を参照。⑸ 府外からの府民雇用者報酬(純) ＝府民雇用者報酬－府内雇用者報酬 (分配系列より)⑹ 営業余剰・混合所得 要素所得表 営業余剰・混合所得を参照。⑺ 府外からの財産所得(純) 制度部門別所得支出勘定各部門の(財産所得(受取)－財産所得(支払))の計。⑻ 生産・輸入品に課される税⑼ (控除)補助金 要素所得表 生産・輸入品に課される税(控除)補助金を参照。⑽ 府外からのその他の経常移転(純) 制度部門別所得支出勘定の財産所得項目以外の移転所得の受取－支払 の計。 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 推計方法 | 資料名・照会先 |
| ３ 資本調達勘定 (実物取引) | ⑴ 総固定資本形成 支出系列 総固定資本形成を参照。⑵ (控除)固定資本減耗 要素所得表 固定資本減耗を参照。⑶ 在庫品増加 支出系列 在庫品増加を参照。⑷ 府外に対する債権の変動(バランス項目) ＝(府民貯蓄＋府外からの資本移転(純)－統計上の不突合) －(総固定資本形成－固定資本減耗＋在庫品増加)⑸ 府民貯蓄 制度部門別所得支出勘定の各部門の貯蓄の計。⑹ 府外からの資本移転(純) 制度部門別資本調達勘定の資本移転(純)の計。⑺ (控除)統計上の不突合 支出系列 統計上の不突合を参照。 |  |
| ４ 府外勘定(経常取引) | ⑴ 財貨・サービスの移出　支出系列 財貨・サービスの移出入を参照。(FISIM移出入を含む)⑵ 府民雇用者報酬(支払)　＝流出雇用者報酬 分配系列 雇用者報酬を参照。⑶ 財産所得(純)　＝府民可処分所得と使用勘定の府外からの財産所得(純)⑷ 経常府外収支(バランス項目) ＝財貨サービス(移入－移出)＋府民雇用者報酬(受取－支払) ＋その他の計上移転(純)－財産所得(純)⑸ 財貨・サービスの移入　 主要系列表(支出)より⑹ 府民雇用者報酬(受取)　 府内在勤・府外在住の雇用者が受け取る報酬　 府内在勤・府外在住雇用者数を算出し、分配系列の雇用者報酬と 同一手法で算出する。⑺ その他の経常移転(純)　 制度部門別所得支出勘定の財産所得を除く移転所得にかかる項目 の合計 | 国勢調査(総務省)毎月勤労統計(府統計課)国勢調査(総務省)毎月勤労統計(府統計課) |

VIII 制度部門別所得支出勘定

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 推計方法 | 資料名・照会先 |
| １ 支払利子 ⑴ 非金融法人 | １ 民間非金融法人支払利子 ＝全国値×金融保険業を除く従業者数対全国比×公民比率(民間) －民間非金融借手FISIM消費額２ 公的非金融法人支払利子 ＝全国値×金融保険業を除く従業者数対全国比×公民比率(公的) －公的非金融借手FISIM消費額 ※FISIM消費額については、FISIM項目を参照。 | 国民経済計算(総務省)経済センサス、事業所・企業統計(総務省) |
|  ⑵ 金融法人 | １ 民間金融法人支払利子 ＝⑴＋⑵＋⑶＋⑷－民間金融借手FISIM消費額 ＋民間金融貸手FISIM産出額 ⑴ 民間金融機関支払利子 ＝銀行、中小企業金融機関、農林水産金融機関等の全国値 ×預金残高対全国比 ⑵ 生命保険支払利子 ＝全国値×契約保有高対全国比 ⑶ 年金基金支払利子 ＝全国値×加入者等の対全国比 ⑷ 非生命保険支払利子 ＝全国値×(保険料－保険金の対全国比)２ 公的金融機関 ＝⑴＋⑵＋⑶＋⑷＋⑸－公的金融借手FISIM消費額 ＋公的金融貸手FISIM産出額 ⑴ 住宅金融支援機構＝全国値×貸付残高対全国比 ⑵ 簡易生命保険＝全国値×(年度末保有契約保険料＋年金額の対全国比) ⑶ 日本銀行＝全国値×貸出残高対全国比 ⑷ ゆうちょ銀行＝全国値×貯金残高対全国比 ⑸ 財政融資資金特別会計、日本政策投資銀行、日本政策金融公庫、 独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人日本学生支援機構、 独立行政法人中小企業基盤整備機構等の公的金融機関 ＝各全国値×貸付残高等対全国比 ※FISIM産出額、FISIM消費額については、FISIM項目を参照。 | 金融経済統計月報(日本銀行)経済センサス、事業所・企業統計(総務省) |
|  ⑶ 一般政府 | １ 支払利子＝⑴＋⑵＋⑶ ⑴ 国出先機関の支払利子 ＝中央政府の支払利子×全国銀行年度末預金残高対全国比 －国出先借手FISIM消費額 ⑵ 大阪府の支払利子 ＝公債費－元金償還額－府借手FISIM消費額 | 地方公営企業決算状況(自治大阪)地方財政状況調査(府統計課) |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 推計方法 | 資料名・照会先 |
|  | ⑶ 市町村の支払利子＝①＋②＋③＋④＋⑤－市町村借手FISIM消費額 ① 普通会計分＝地方債元利償還金利子分＋一時借入金利子 ② 公共下水道支払利息 ③ 国民健康保険一時借入金利子 ④ 介護保険事業勘定一時借入金利子 ⑤ 後期高齢者医療事業会計一時借入金利子 ※FISIM消費額については、FISIM項目を参照。 |  |
|  ⑷ 家計 (個人企業を含む) | １ 消費者負債利子＝⑴＋⑵＋⑶－家計借手FISIM消費額 ⑴ 全国銀行＝全国値×業種別貸出残高個人向運転資金対全国比 ⑵ 生命保険会社＝全国値×個人保険と団体保険の保有契約高対全国比 ⑶ その他＝全国値×業種別貸出残高個人向運資金対全国比 ※FISIM消費額については、FISIM項目を参照。２ その他の利子(個人企業分)＝⑴＋⑵＋⑶ ⑴ 農林水産業 ＝全国値×(銀行の農林水産業への貸出残高 ＋農業協同組合貸出残高の対全国比) ⑵ その他産業＝全国値×非農林水産業個人企業数対全国比 ⑶ 持家＝全国銀行勘定全国値×業種別貸出残高個人向運転資金対全国比 ＋住宅金融支援機構全国値×貸付残高対全国比 | 日本銀行ホームページ経済センサス、事業所企業統計(総務省)農林漁業金融統計(農林中金) |
|  ⑸ 対家計民間非営利団体 | １ 支払利子 ＝全国値×対家計民間非営利団体従業者数大阪対全国比 －対家計借手FISIM消費額 ※FISIM消費額については、FISIM項目を参照。 | 経済センサス、事業所・企業統計(総務省) |
| ２ 受取利子 ⑴ 非金融法人 | １ 民間非金融法人受取利子 ＝全国値×金融保険業を除く従業者数対全国比×公民比率(民間) ＋民間非金融貸手FISIM消費額２ 公的非金融法人受取利子 ＝全国値×金融保険業を除く従業者数対全国比×公民比率(公的) ＋公的非金融貸手FISIM消費額 ※FISIM消費額については、FISIM項目を参照。 | 経済センサス、事業所・企業統計(総務省) |
| ⑵ 金融法人 | １ 民間金融法人受取利子 ＝⑴＋⑵＋⑶＋⑷＋⑸＋民間金融貸手FISIM消費額 －民間金融借手FISIM産出額 ⑴ 民間金融機関(府内分)＝銀行、中小企業金融機関、農林水産金融機関等 の全国値×預金残高対全国比 ⑵ 民間金融機関(府外分) ＝(各金融機関の大阪府預金残高×全国貸出残高÷全国預金残高 －大阪府貸出残高)×(全国貸出利子率と全国預金利子率の平均値) | 日本銀行ホームページ経済センサス、事業所・企業統計(総務省) |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 推計方法 | 資料名・照会先 |
|  |  ⑶ 生命保険受取利子＝全国値×契約保有高対全国比 ⑷ 年金基金受取利子＝全国値×加入者等の対全国比 ⑸ 非生命保険受取利子＝全国値×(保険料－保険金の対全国比)２ 公的金融法人受取利子 ＝⑴＋⑵＋⑶＋⑷＋公的金融貸手FISIM消費額 －公的金融借手FISIM生産額 ⑴ 住宅金融支援機構＝全国値×貸付残高対全国比 ⑵ 簡易生命保険＝全国値×(年度末保有契約保険料＋年金額の対全国比) ⑶ 日本銀行・ゆうちょ銀行＝各全国値×預貯金残高対全国比 ⑷ 財政融資資金特別会計、日本政策投資銀行、日本政策金融公庫、 独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人日本学生支援機構、 独立行政法人中小企業基盤整備機構、認可法人預金保険機構、 独立行政法人勤労者退職金共済機構等の公的金融機関 ＝各全国値×貸付残高等対全国比 ※FISIM消費額については、FISIM項目を参照。 |  |
|  ⑶ 一般政府 | １ 受取利子＝⑴＋⑵＋⑶ ⑴ 国出先機関の受取利子 ＝利子収入＋社会保障基金利子＋国出先貸手FISIM消費額 ⑵ 大阪府の受取利子 ＝預金利子＋利子及び配当金＋公営企業貸付金利子収入 ＋大阪府貸手FISIM消費額 ⑶ 市町村の受取利子＝①＋②＋③＋市町村貸手FISIM消費額 ① 普通会計分 ＝財産運用収入－株式法人企業の配当金－土地建物賃貸料　　＋預金利子＋公営企業貸付金元利収入利子分＋貸付金元利収入利子分 ② 公共下水道受取利息 ③ 社会保障基金利子 ※FISIM消費額については、FISIM項目を参照。 | 財政状況調査(府統計課)地方公営企業決算状況(自治大阪)普通会計決算書直接照会 |
|  ⑷ 家計 | １ 受取利子＝⑴＋⑵＋⑶＋⑷＋家計貸手FISIM消費額 ⑴ 一般預貯金利子＝全国値×機関別個人預貯金残高対全国比 ⑵ 社会預金利子＝全国値×全国銀行個人預貯金残高対全国比 ⑶ 有価証券利子 ＝年度平均現在高×申請所得の利子所得対全国比×個人分割合×利回り ⑷ 金融債利子＝全国値×年末一般預金残高対全国比×金融債の個人分比率 ※FISIM消費額については、FISIM項目を参照。 | 日本銀行ホームページ国税庁ホームページ地方債月報 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 推計方法 | 資料名・照会先 |
|  ⑸ 対家計民間非営利 団体 | １ 利子所得＝全国値×対家計民間非営利団体従業者数対全国比 ＋対家計貸手FISIM消費額 ※FISIM消費額については、FISIM項目を参照。 | 経済センサス、事業所・企業統計(総務省) |
| ３ 分配所得(支払) ⑴ 非金融法人 | １ 民間非金融法人支払配当＝全国値×従業者数対全国比２ 公的非金融法人支払配当＝全国値×従業者数対全国比 | 経済センサス、事業所・企業統計(総務省) |
|  ⑵ 金融法人 | １ 民間金融法人支払配当＝全国値×従業者数対全国比２ 公的金融法人支払配当＝全国値×従業者数対全国比 | 経済センサス、事業所・企業統計(総務省) |
| ４ 分配所得(受取) ⑴ 非金融法人 | １ 民間非金融法人受取配当＝全国値×従業者数対全国比２ 公的非金融法人受取配当＝全国値×従業者数対全国比 | 経済センサス、事業所・企業統計(総務省) |
|  ⑵ 金融法人 | １ 民間金融法人支払配当＝全国値×従業者数対全国比２ 公的金融法人支払配当＝全国値×従業者数対全国比 | 経済センサス、事業所・企業統計(総務省) |
|  ⑶ 一般政府 | １ 受取配当＝⑴＋⑵＋⑶ ⑴ 国出先機関分＝法人企業の分配所得金収入＋公務員宿舎貸付料 ＋印刷局特別会計よりの繰入収入 ⑵ 大阪府分＝公営住宅使用料＋大阪府職員宅舎の賃貸料 ⑶ 市町村分＝公営住宅使用料＋財産収入のうち株式法人企業の配当金 | 財政状況調査(府統計課)地方公営企業決算状況(自治大阪)普通会計決算書直接照会 |
|  ⑷ 家計 | １ 受取配当＝⑴＋⑵ ⑴ 配当金＝全国値×配当所得申告所得額対全国比 ⑵ 役員賞与＝全国値×有給役員数対全国比 | 国税庁ホームページ経済センサス、事業所・企業統計(総務省) |
|  ⑸ 対家計民間非営利 団体 | １ 受取配当 ＝全国値×対家計民間非営利団体従業者数対全国比 | 国税庁統計年報書経済センサス、事業所・企業統計(総務省) |
| ５ 保険契約者に帰属する 財産所得(支払) ⑴ 金融法人 | １ 生命保険 ＝全国値(財産帰属収益＋保険契約者配当) ×(民間生命保険年度末余裕契約金額(個人＋団体)対全国比)２ 簡易生命保険(郵便年金を含む) ＝全国値(財産帰属収益＋保険契約者配当) ×簡易生命保険保有契約(保険料額＋年金額)対全国比３ 非生命保険 ＝全国値(火災・自動車・自賠責の帰属収益＋保険契約者配当) ×支払保険金額対全国比４ 年金基金＝全国値(帰属収益＋保険契約者配当)×加入者数等対全国比 | 生命保険協会ＨＰ郵政行政統計データ年報 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 推計方法 | 資料名・照会先 |
| ６ 保険契約者に帰属する 財産所得(受取) 各制度部門 | １ 非生命保険 上記非生命保険支払額を制度部門ごとの分割比率で分割する。２ その他の保険及び年金基金 上記の支払全額を家計に計上する。 |  |
| ７ 賃貸料(支払) ⑴ 非金融法人 | １ 民間非金融法人＝⑴＋⑵ ⑴ 賃貸料＝全国値×法人企業の土地資産額対全国比 ⑵ 特許使用料＝全国値×特許出願件数対全国比２ 公的非金融法人＝全国値×従業者数対全国比 | 国民経済計算年報(内閣府)経済センサス、事業所・企業統計(総務省)特許行政年次報告書 |
|  ⑵ 金融法人 | １ 民間金融法人＝全国値×法人企業の土地資産額対全国比２ 公的金融法人＝全国値×従業者数対全国比 | 国民経済計算年報(内閣府)経済センサス、事業所・企業統計(総務省) |
|  ⑶ 一般政府 | １ 土地賃貸料 | 財政状況調査(府統計課) |
|  ⑷ 家計 (個人企業を含む) | １ 純賃貸料(支払)＝粗賃貸料－土地税×制度部門別分割比 ⑴ 粗賃貸料＝①＋②＋③ ① 農林水産業＝(田の10アール当たり小作料×田の借入耕地面積) ＋{畑の10アール当たり小作料×(畑＋樹園地の借入耕地面積)} ② 非農林水産業＝ア×(イ－ウ) ア 一世帯当たり地代 イ 一戸建・長屋建持家戸数のうち、借家戸数 ウ 「イ」のうち専用住宅の借地戸数 ③ 持家＝一世帯当たり地代 ×一戸建・長屋建持家のうち専用住宅の借地戸数 ⑵ 土地税＝①＋②＋③＋④ ① 固定資産税(土地) ② 固定資産税(宅地分) ③ 都市計画税 ④ 特別土地保有税 | 日本統計年鑑世界農林業センサス住宅・土地統計調査(総務省)全国消費実態調査地方財政状況調査(府統計課)固定資産税概要調書市町村税徴収実績調 |
|  ⑸ 対家計民間非営利 団体 | １ 支払賃貸料＝全国値×対家計民間非営利団体従業者数対全国比 | 経済センサス、事業所・企業統計(総務省) |
| ８ 賃貸料(受取) ⑴ 非金融法人 | １ 民間非金融法人＝⑴＋⑵ ⑴ 賃貸料＝全国値×法人企業の土地資産額対全国比 ⑵ 特許使用料＝全国値×特許出願件数対全国比２ 公的非金融法人 ＝全国値×法人企業の土地資産額対全国比 | 国民経済計算年報(内閣府)経済センサス、事業所・企業統計(総務省)特許行政年次報告書 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 推計方法 | 資料名・照会先 |
|  ⑵ 一般政府 | １ 受取賃貸料＝⑴＋⑵＋⑶ ⑴ 国出先分＝土地及び水面貸付料＋版権及び特許料収入 ⑵ 大阪府分＝財産運用収入－利子及び法人企業の分配所得金 －建物賃貸料 ⑶ 市町村分＝財産収入のうち土地賃貸料＋非企業会計分賃貸料 | 財政状況調査(府統計課)普通会計決算書 |
|  ⑶ 家計 | １ 純賃貸料(受取) ＝大阪府家計の支払純賃貸料÷全国家計の支払純賃貸料 ×全国家計の受取賃貸料２ 特許使用料＝全国値×特許出願件数対全国比 | 特許行政年次報告書 |
|  ⑷ 対家計非営利団体 | １ 受取賃貸料＝全国値×対家計民間非営利団体従業者数対全国比 | 経済センサス、事業所・企業統計(総務省) |
| ９ 営業余剰・混合所得 ⑴ 経済活動別 | １ 各経済活動別の営業余剰・混合所得 要素所得表を参照。各経済活動別に算出する。 |  |
|  ⑵ 金融法人 | １ 金融法人の営業余剰＝金融・保険業の営業余剰 経済活動分類と制度部門分類が一致するので、金融保険業営業余剰から公的金融法人分を控除し、公民分割する。 ⑴ 公的金融法人の企業所得＝①＋②＋③ ①国出先分 ＝ゆうちょ銀行企業所得全国値×年度末残高対全国比 ＋簡易生命保険郵便年金企業所得全国値×契約金額対全国比 ＋財政融資資金企業所得全国×年度末現在高等対全国比 ②政府関係機関分 ＝日本政策投資銀行企業所得全国値×貸付残高対全国比 ＋住宅金融支援機構企業所得全国値×貸付残高対全国比 ＋日本銀行企業所得全国比×法人事業税収入済額対全国比 ③その他の政府機関分 ＝福祉医療機構、国際協力銀行、地方公共団体金融機構、 日本学生支援機構、中小企業基盤整備機構、交通災害共済事業、 日本政策金融公庫、預金保険機構、勤労者退職金機構、日本高速道路 保有・債務返済機構の各企業所得×貸付残高対全国比 ⑵ 公的金融法人の営業余剰 ＝公的金融法人企業所得 －受取財産所得(利子、配当、保険) ＋支払財産所得(利子、配当、保険、賃貸料) ⑶ 民間金融法人の営業余剰 ＝金融・保険業の営業余剰－公的金融法人の営業余剰 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 推計方法 | 資料名・照会先 |
|  ⑶ 個人企業 | １ 個人企業 営業余剰(持ち家)＝⑴ 直接推計で求める。 ⑴ 住宅賃貸業(持ち家)営業余剰＝①×② ① 営業余剰率 ＝個人持ち家企業所得全国値×営業余剰・混合所得転換比率 ÷持ち家の帰属家賃全国値 ② 持ち家の帰属家賃(大阪府) 支出系列 家計最終消費支出 直接推計法を参照。２ 個人企業 混合所得＝⑴＋⑵ ⑴ 農林水産業＝①×②×③ ① 民間企業所得(仮) ＝府全産業営業余剰・混合所得 ×(営業余剰(純)全国値＋財産所得(受取)全国値 －財産所得(支払)全国値)÷全産業営業余剰・混合所得全国値 ② 農林水産分割合 ＝農林水産業法人事業税決定額÷現事業年度分計法人事業税決定額 ③ 農林水産業の営業余剰への転換比率 ⑵ その他産業＝①＋②＋③－④ ① 混合所得 ＝一企業当たり本業混合所得×全国と府の格差率×個人事業主数 ② 内職所得＝一人当たり内職所得×内職者数 ③ 兼業所得＝①×兼業所得率 ④ 有給家族従業者給与(農林水産業) 分配系列より | 法人事業税に関する調国勢調査(総務省)国民経済計算年報(内閣府)国税庁ホームページ |
|  ⑷ 非金融法人 | １ 公的非金融法人の営業余剰 ＝公的非金融法人企業所得－受取財産所得(利子、配当、保険、賃貸料) ＋支払財産所得(利子、配当、賃貸料) (1) 公的非金融法人の企業所得＝①＋②＋③＋④ ① 国出先分 ＝造幣局企業所得全国×職員数対全国比 ＋郵政事業企業所得全国値×郵便物対全国比 ② その他政府機関分 ＝西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、日本鉄道建設公団、 中小企業基盤整備機構、都市再生機構、スポーツ振興センター、 労働者保健福祉機構、国立病院機構病院事業、 日本私立学校振興・共済事業団、日本たばこ産業(株)、 西日本電信電話(株)、日本貨物鉄道(株)、関西国際空港(株)、 日本放送協会、日本万国博覧会記念機構、空港周辺整備機構、 日本下水道事業団、輸出入・港湾関連情報処理センター(株)の | 財政状況調査(府統計課) |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 推計方法 | 資料名・照会先 |
|  |  各企業所得×各対全国比 ③ 大阪府分＝大阪府公営企業所得等 ④ 市町村分＝大阪市、堺市、その他市町村の公営企業所得等２ 民間非金融法人の営業余剰 ＝全産業営業余剰－金融・保険業営業余剰－個人企業営業余剰 －公的非金融法人営業余剰 |  |
| １０ 政府最終消費支出 | 支出系列 政府最終消費支出を参照。 |  |
| １１ 補助金 | 要素所得表 生産・輸入品に課される税(控除)補助金を参照。 |  |
| １２ 生産・輸入品に 課される税 | 要素所得表 生産・輸入品に課される税(控除)補助金を参照。 |  |
| １３ 所得・富等に 課される経常税 ⑴ 非金融法人(支払) ⑵ 金融法人(支払) ⑶ 家計(支払) | １ 非金融法人、金融法人、家計に分割計上されるもの 利子所得税、配当所得税、株式等の譲渡所得、税(国税)、株式譲渡所得割２ 非金融法人、金融法人に分割されるもの 法人税、府民税法人税割、市町村民税法人税割、 府民税法人均等割、市町村民税法人均等割３ 金融法人に計上されるもの 日本銀行納付金４ 家計に計上されるもの 申告所得税、給与所得税、退職所得税、報酬料金等所得税、 都道府県民税(所得割)、市町村民税所得割、自動車重量税の半額、 自動車税の半額、自動車取得税の半額、軽自動車税の半額、 狩猟税、都道府県民税個人均等割、市町村民税個人均等割 | 直接照会 |
|  ⑷ 一般政府(受取) | １ 国分＝⑴＋⑵ ⑴ 所得税＝①＋②＋③ ① 個人税＝ア＋イ－ウ ア 源泉所得税＝利子所得税＋配当所得税＋株式等の譲渡所得等税 ＋給与所得税＋退職所得税＋報酬料金等所得税 イ 申告所得税 ウ 還付金＝全国還付金×収納済額対全国比 ② 法人税＝法人税額全国値×法人事業税徴収済額対全国比 ③ 日本銀行納付金 ⑵ 自動車重量税(家計分)＝自動車重量税÷２２ 府分＝⑴＋⑵⑴ 所得税＝府民税所得割＋府民税法人割⑵ その他の所得・富等に課される経常税 ＝府民税個人均等割＋府民税法人均等割＋府民税利子割＋府民税配当割 ＋府民税株式譲渡所得割＋自動車税半額＋狩猟税＋自動車取得税半額 | 国税庁ＨＰ大阪国税局統計書地方財政状況調査(府財政課)市町村徴収実績調(自治大阪)日本銀行ホームページ直接照会 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 推計方法 | 資料名・照会先 |
|  | ３ 市町村分＝⑴＋⑵ ⑴ 所得税＝市町村民税個人所得割＋市町村民税法人割 ⑵ その他の所得・富等に課される経常税 ＝市町村民税個人均等割＋市町村民税法人均等割＋軽自動車税の半額 |  |
| １４ 家計最終消費支出 | 支出系列 家計最終消費支出を参照。 |  |
| １５ 府民雇用者報酬 | 分配系列 雇用者報酬を参照。 |  |
| １６ 対家計民間非営利 団体最終消費支出 | 支出系列 対家計民間非営利団体 最終消費支出を参照。 |  |
| １７ 現実社会負担 | １ 現実社会負担 ⑴ 雇主の現実社会負担＝①＋② ① 雇主の強制的現実社会負担 (分配系列 雇用者報酬を参照。) ② 雇主の自発的現実社会負担 (分配系列 雇用者報酬を参照。) 家計が①＋②を支払、一般政府が①を受取、金融法人が②を受取。⑵ 雇用者の現実社会負担＝①＋② ① 雇用者の強制的現実社会負担 健康保険、厚生年金、国民年金、労働保険、船員保険、国民健康保険、 国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校共済、地方議会議 員共済、市町村職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、介護保 険、後期高齢者医療について収納額等を計上。 ② 雇用者の自発的現実社会負担 厚生年金基金、適格退職年金、勤労者退職金共済機構、中小企業総合事 業団、国民年金基金、確定拠出年金等について、掛金収納済額(雇用者負 担)を計上。 家計が①＋②を支払、一般政府が①を受取、金融法人が②を受取。 | 協会けんぽ事業年報厚生年金事業月報(厚生労働省)雇用保険事業年報(厚生労働省)厚生労働省年金統計情報(厚生労働省)国民年金事業月報(厚生労働省)直接照会国民経済計算(内閣府)等 |
| １８ 帰属社会負担 | １ 帰属社会負担 分配系列 雇用者報酬を参照。 |  |
| １９ 現金による社会 保障給付 | １ 現金による社会保障給付健康保険、厚生年金、労働保険、国民健康保険等の現金による給付額を計上。 |  |
| ２０ 年金基金による 社会給付 | １ 年金基金による社会給付 厚生年金基金、適格退職年金、勤労者退職金共済機構、中小企業総合事業団、国民年金基金等について、府民に対し給付された額を計上。 |  |
| ２１ 無基金雇用者 社会給付 | １ 無基金雇用者社会給付 府民雇用者報酬の雇主の帰属社会負担と同額。 退職一時金、公務災害補償費等(基金によるものを除く)を計上。 (受取)家計分＝(支払)非金融法人分＋金融法人分＋一般政府分 ＋対家計民間非営利団体分 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 推計方法 | 資料名・照会先 |
| ２２ 社会扶助給付 ⑴ 一般政府(支払) | １ 国の給付分＝⑴＋⑵＋⑶＋⑷ ⑴ 恩給＝前年度の恩給×(全国の年金恩給と援護年金の計の恩給増加率) ⑵ 交付国債元利支払い金＝交付国債元利支払金×国際元利金対全国比 ⑶ 特別給付金等 ⑷ 遺族年金等２ 大阪府の給付分＝扶助費＋恩給及び退職年金３ 市町村の給付分 ＝恩給及び退職年金＋扶助費 | 財政状況調査(府統計課)地方財政状況調査(府統計課)決算書 |
|  ⑵ 対家計民間非営利 団体(支払) | １ 給付額 ＝全国値×対家計民間非営利団体従業者数対全国比 | 経済センサス、事業所・企業統計(総務省) |
|  ⑶ 家計(受取) | １ 受取額 ＝一般政府給付額＋対家計民間非営利団体給付額 |  |
| ２３ その他の経常移転 | １ 罰金 一般政府以外(支払) ＝総額×(部門別所得・富等に課される税額÷所得・富等に課される税総額) 一般政府(受取)＝総額２ 対家計民間非営利団体への経常移転 ⑴ 対家計民間非営利団体の受取額 ＝全国値×対家計民間非営利団体の従業者数対全国比 ⑵ 金融法人の支払額 ＝全国値(金融法人＋非金融法人)×法人事業税対全国比 ×寄付金の金融保険業割合 ⑶ 非金融法人の支払額 ＝全国値(金融法人＋非金融法人)×法人事業税対全国比 －金融法人の支払額 ⑷ 家計の支払額＝その他の負担金 |  |
| ２４ 年金基金年金準備金 の変動 | １ 家計の受取額 ＝雇主の自発的社会負担額＋雇用者の自発的社会負担額 －年金基金による社会給付額２ 金融機関の支払額＝家計の受取額 |  |
| ２５ 貯蓄 | バランス項目 各制度部門ごとの受取額－支払額 |  |

IX 制度部門別資本調達勘定(実物取引)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 推計方法 | 資料名・照会先 |
| １ 総固定資本形成 | 支出系列より制度部門別に計上 ⑴ 一般政府以外＝設備投資＋住宅投資 ⑵ 一般政府 支出系列 府内総資本形成 総固定資本形成 公的を参照。 |  |
| ２ (控除)固定資本減耗 | 生産系列より、制度部門別に計上 ⑴ 金融法人＝金融保険業固定資本減耗額×民間設備投資額法人分比率 ⑵ 家計 ＝農林水産業・製造業・金融保険業・その他産業各固定資本減耗額 ×民間設備投資額個人分比率＋住宅賃貸業固定資本減耗額 ⑶ 非金融法人 ＝農林水産業・製造業・その他産業(住宅賃貸業除く) 各固定資本減耗額×民間設備投資額法人分比率 ⑷ 一般政府 生産系列 政府サービス生産者を参照。 ⑸ 対家計民間非営利団体 生産系列 固定資本減耗 対家計民間非営利団体を参照。 |  |
| ３ 在庫品増加 | 在庫品増加 支出系列 在庫品増加を参照。 制度部門別に計上。 |  |
| ４ 土地の購入(純) | １ 土地の購入(純)＝⑴＋⑵＋⑶ ⑴ 国出先機関分＝土地購入・換地清算金－土地・立木売払代 ⑵ 大阪府分＝①－② (普通会計分及び公共下水道事業分) ① 土地の購入額＝用地取得費の合計－補償費 ② 土地の売却額＝財産売払収入のうち土地売払収入 ⑶ 市町村分＝①－② (普通会計分及び公共下水道事業分) ① 土地の購入額＝用地取得費の合計－補償費 ② 土地の売却額＝財産売払収入のうち土地売払収入 | 財政状況調査(府統計課)地方財政状況調査(府財政課) |
| ５ 純貸出(＋)／ 純借入(－) | バランス項目 ＝(貯蓄＋資本移転等(純))－(総固定資本形成 －固定資本減耗＋在庫品増加＋土地の購入(純)) |  |
| ６ 貯蓄 | 制度部門別所得支出勘定を参照。 |  |
| ７ 資本移転等(純) | 各制度部門別に計上 資本移転額(受取)－資本移転額(支払) |  |

X FISIM

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 推計方法 | 資料名・照会先 |
| １ FISIM産出額 | 借手側FISIM産出額＝全国値×仲介型金融業貸出残高対全国比貸手側FISIM産出額＝全国値×仲介型金融業預金残高対全国比 |  |
| ２ 経済活動別FISIM 消費額 | 借手側FISIM消費額＝全国値×当該産業の大阪府産出額 ÷当該産業の全国産出額貸手側FISIM消費額＝全国値×当該産業の大阪府産出額 ÷当該産業の全国産出額 | 国民経済計算(内閣府) |
| ３ 制度部門別FISIM 消費額 ⑴ 金融法人 | 借手側FISIM消費額＝全国値×金融業産出額対全国比貸手側FISIM消費額＝全国値×金融業産出額対全国比 | 国民経済計算(内閣府) |
|  ⑵ 非金融法人 | 借手側FISIM消費額＝経済活動別借手側FISIM消費額 －(家計を除く全部門の借手側FISIM消費額)貸手側FISIM消費額＝経済活動別貸手側FISIM消費額 －(家計を除く全部門の貸手側FISIM消費額) |  |
|  ⑶ 一般政府 | １ 中央政府 借手側FISIM消費額＝全国値×従業者数対全国比 貸手側FISIM消費額＝全国値×従業者数対全国比２ 地方政府 借手側FISIM消費額＝全国値×歳出額対全国比 貸手側FISIM消費額＝全国値×歳出額対全国比３ 社会保障基金 借手側FISIM消費額＝全国値×国FISIM消費比率 貸手側FISIM消費額＝全国値×国FISIM消費比率 | 国家公務員給与実態調査(人事院)地方財政状況調査(府財政課) |
|  ⑷ 個人企業 | １ 農林水産業借手側FISIM消費額 ＝全国値×農林水産業関連貸出残高対全国比２ その他産業借手側FISIM消費額 ＝全国値×非農林水産業個人企業数対全国比３ 持家借手側FISIM消費額 ＝全国値×個人向け運転資金貸出残高対全国比 | 日本銀行ホームページ農林漁業金融統計(農林中金) |
|  ⑸ 家計 | 借手側FISIM消費額＝全国値×個人向け運転資金貸出残高対全国比貸手側FISIM消費額＝全国値×個人一般預貯金利子額対全国比 |  |
|  ⑹ 対家計民間非営利 団体 | 借手側FISIM消費額＝全国値×対家計民間非営利団体従業者数対全国比貸手側FISIM消費額＝全国値×対家計民間非営利団体従業者数対全国比 |  |